

補助制度のご案内

新発田市が
応援します！

女性の皆さんがイキイキと働ける職場にしてみませんか？
～女性雇用促進職場環境整備支援事業のご案内～

補助対象者

市内に事業所・事務所を有する**中小企業者・小規模企業者**

(※) 中小企業基本法により、対象業種・規模等を定義しています。詳しくはお問い合わせください。

補助の対象となる事業

① 下記施設・設備の設置、改修、増設、入れ替え等を行う工事

託児スペース



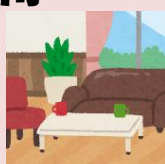
女性専用
トイレ



女性専用
更衣室



女性専用
休憩室



② 上記施設に必要な備品購入費

椅子



ソファ



テーブル



ロッカー



乳児用
ベッド



※ 対象経費は、中小企業者が30万円以上、小規模企業者が20万円以上のものとなります。

※ 交付決定前に契約・購入した場合は対象外となりますのでご注意ください。

補助率・上限額

【補助率】 中小企業者 : 補助対象経費の3分の1以内の額

小規模企業者 : 補助対象経費の2分の1以内の額

【上限額】 いずれも100万円とします。

申請・お問い合わせ

※申請前に必ずお問い合わせください

〒957-0053 新発田市中心部3-3-3

ヨリネスしばた6階 新発田市商工振興課商業・まちなか振興係

TEL: 0254-28-9650



申請期間: 令和7年5月7日(水)～令和7年12月26日(金)

※交付の可否と交付額は、市が定める規定により審査を行った上、予算の範囲内で決定します。